

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：大船渡地区消防組合

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.2% ※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	76.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	88.5%
1～5年	96.1%

【説明欄】

※1 任期の定めのない常勤職員の男女の給与の差異について

勤続年数11年以上の女性職員いないため、相対的に女性職員の給与水準が低くなっている。

※2 役職段階別情報について

係長以上の役職に就く女性職員がないため、「—」と記載している。

※3 勤続年数別情報について

勤続年数11年以上の女性職員がないため、11年以上の職員区分の項目を「—」と記載している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

当消防組合においては、女性職員の勤続年数が比較的短い状況にあるため、現時点で管理的地位にある女性職員は在籍していない。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

【説明欄】

当消防組合においては、女性職員の勤続年数が比較的短い状況にあるため、現時点で係長以上の役職に就いている女性職員は在籍していない。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	30%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	30%	0%	—	—
1月超3月以下	0%	0%	—	—
3月超6月以下	0%	0%	—	—
6月超9月以下	0%	0%	—	—
9月超12月以下	0%	100%	—	—
12月超24月以下	0%	0%	—	—
24月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

1及び2において、当消防組合では会計年度任用職員の規定を定めていないため、「—」と記載している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	18.05 時間/月
内部部局等以外	11.68 時間/月

【説明欄】